

1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、令和2年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
- (2) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
- (3) 年中途で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年中途で従たる給与を支たる給与に変更した人は、変更前の止たる給与の支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
- (4) 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受けた給与だけでは源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者(特別)控除や扶養控除、障害者等の控除の全額が控除しきれない場合には、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。
- (5) 年末調整において、基礎控除人は配偶者(特別)控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「基礎控除申告書」又は「配偶者控除等申告書」を作成し、令和2年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者に提出する必要があります。
- (6) 以下に掲げる親族が非居住者(住)である場合には、その親族に係る「親族関係書類」(注)をこの申告書に添付してください。
- イ 扶養控除又は障害者控除の適用における扶養親族
ロ 源泉控除対象配偶者である同一生計配偶者
ハ 障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者

また、年末調整において、上記のイ又はハに該当する親族について扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、令和2年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに、その親族と生計を一にする事実(送金額等)を記載した扶養控除等申告書を別途作成し、「送金関係書類」(注)を添付した上で提出するか、あるいはこの申告書の「生計を一にする事実」欄に送金額等を追記し、「送金関係書類」を添付した上で提出してください。(注)記の口に該当する配偶者(特別)控除の適用を受ける場合には、その配偶者と生計を一にする事実を記載した「配偶者控除等申告書」に「送金関係書類」を添付し提出する必要があります。

なお、「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文も添付する必要があります。

(注) 1 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いている1年以上国内に居住を有しない個人をいいます。

2 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの親族であることを証するものといいます。

① 戸籍の附票の写しその他の固又は地方公共团体が発行した書類及びその親族の旅券(パスポート)の写し

② 外国政府又は外国の地方公共团体が発行した書類(その親族の氏名、生年月日及び住所は戸籍の記載があるものに限ります)。

3 「送金関係書類」とは、次の書類であなたがその非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要な都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う行為替取引によりあなたからその親族に支払をしたことを明らかにする書類

② インターネットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したことを見らかにする書類

2 記載についてのご注意

- (1) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は年齢16歳未満の扶養親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

- (2) 「給与の支払者の法人(個人)番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又は個人番号を記載してください。

- (3) 「止たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。

- (4) 控除対象扶養親族が同居老親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは、「その他」にチェックしてください。

また、控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族」欄にチェックを付けてください。

- (5) 令和2年の所得の見積額欄には、収入金額から給与所得控除額(例えば収入金額が161万9千円未満の場合には55万円(収入金額を限度とします))を差し引いた金額が給与の所得の見積額となります。

なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当などについては、配偶者(特別)控除や扶養控除の判定の基礎となる所得には含まれません。

- (6) 源泉控除対象配偶者は控除対象扶養親族が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。

- (7) 「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合に、年末調整時に、令和2年内にその親族に送金等をした金額の合計額を記載してください。

- (8) 「左記の内容」欄には、それぞれの事項を記載してください。
イ 障害者の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級)などの障害者(特別障害者)が該当する事実。その人が同一生計配偶者は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名(特別障害者であるときは同居の有無)、個人番号(個人番号)、住所は戸籍、生年月日、あなたのとの統括及び令和2年内の所得の見積額(これらの事項のうち「源泉控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「住民税に関する事項」の「16歳未満の扶養親族(平成17.2以降生)」欄に記載している事項については、氏名を除き、記載を省略できます)。

- また、当該同一生計配偶者は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び令和2年内にその同一生計配偶者は扶養親族に送金等をした金額の合計額(送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載)

(注) 一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

- ロ 離婚又は寡夫……死別、離婚、死別小引の別、生計を一にする子の氏名及びその子の令和2年内の所得の見積額などの寡婦又は寡夫に該当する事実。また、3の「(1)京嫁」の欄に掲げる京嫁、「(2)特別の京嫁」又は「(3)京夫」に該当する人については、これらのほか令和2年内の所得の見積額

- ハ 勤労学生……学校名と入学年月日及び令和2年内の所得の額とその見積額

- (9) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの扶養親族等(控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者である同一生計配偶者若しくは年齢16歳未満の扶養親族をいいます)を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載してください。

- (10) 「住民税に関する事項」の「16歳未満の扶養親族」欄には、扶養親族のうち年齢16歳未満の人(平成17年1月2日以後に生まれた人)について記載してください。なお、その人が控除対象国外扶養親族(国内に住所を有しない扶養親族のうち、年齢16歳未満の人をいいます)である場合には、「控除対象国外扶養親族」欄に○印を付けてください。また、この欄に○印を付けた人は、親族関係書類及び送金関係書類を令和3年3月15日までに住所所在地の市・区・町村に提出しなければならない場合があります。

- (11) 「単身児童扶養者」欄には、川身児童扶養者に該当する場合にチェックを付け、児童扶養手当証券の番号、生計を一にする児童全員の氏名及び令和2年内の所得の見積額を記載してください(これらの事項のうち「控除対象扶養親族」欄又は「16歳未満の扶養親

族」欄に記載している事項については、児童扶養手当証券の番号及び児童の氏名を除き、記載を省略できます)。
(注) 「住民税に関する事項」について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

3 扶養親族等の範囲

【①同一生計配偶者】 所得者(この申告書を提出する人をいいます。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和2年内の所得の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合)は、給与の収入金額が103万円以下)の人

【②控除対象配偶者】 ①の同一生計配偶者のうち、令和2年内の所得の見積額が1,000万円以下である所得者の配偶者

【③源泉控除対象配偶者】 所得者(令和2年内の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和2年内の所得の見積額が95万円以下(給与所得だけの場合)は、給与の収入金額が150万円以下)の人

(注) 夫婦の双方がお互いに源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

【④扶養親族】 所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による義理老人で、令和2年内の所得の見積額が48万円以下の人

【⑤控除対象扶養親族】 ④の扶養親族のうち、年齢16歳以上の人(平成17年1月1日以前に生まれた人)

【⑥特定扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成10年1月2日から平成14年1月1日までの間に生まれた人)

【⑦老人扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人(昭和26年1月1日以前に生まれた人)

【⑧同居老親等】 ⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人

【⑨障害者(特別障害者)】 所得者本人又はその①の同一生計配偶者や④の扶養親族で、次のいずれかに該当する人
イ 精神上の障害により事理を介識する能力を欠く常況にある人……全て特別障害者になります。

ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。

ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。

ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別障害者になります。

ホ 脳梗塞病者手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項加から第3項減までの人は、特別障害者になります。

ヘ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……全て特別障害者になります。

ト 常に就床を要する人……全て特別障害者になります。

チ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人(昭和31年1月1日以前に生まれた人)で、市町村長や福祉事務所長などからイ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。

【⑩同居別居障害者】 ①の同一生計配偶者は④の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者は所得者と生計を一にする他の親族のいずれかとの同居を常況としている人

【⑪寡婦】 所得者本人で、次に掲げる人

イ 次のいずれかに該当する人で、④の扶養親族又は生計を一にする(他の人の①の同一生計配偶者又は④の扶養親族とされている者、令和2年内の所得の見積額が48万円を超える者は除きます。)のある人
(イ) 犬と死別した後、婚姻していない人、(ロ) 犬と離婚した後、婚姻していない人、(ハ) 犬の生死が明らかでない人

ロ 上記イに掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、令和2年内の所得の見積額が500万円以下(給与所得だけの場合)は、給与の収入金額が6,777,778円以下)の人
(イ) 犬と死別した後、婚姻していない人、(ロ) 犬の生死が明らかでない人

【⑫特別の寡婦】 ⑪の寡婦のうち、④の扶養親族である子を有し、かつ、令和2年内の所得の見積額が500万円以下の人

【⑬寡夫】 所得者本人で、次に掲げる人のうち、⑪のイの生計を一にする子があり、かつ、令和2年内の所得の見積額が500万円以下の人

(イ) 妻と死別した後、婚姻していない人、(ロ) 妻と離婚した後、婚姻していない人、(ハ) 妻の生死が明らかでない人

【⑭勤労学生】 所得者本人で、次の全てに該当する人

イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること。

(注) 専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生については、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書のなしと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。

ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下「給与所得等」といいます)があること。

ハ 令和2年内の所得の見積額が75万円以下(給与所得だけの場合)は、給与の収入金額が130万円以下)であって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。

【⑮単身児童扶養者】 ⑪のイの生計を一にする子について見扶養手当の支給を受けている所得者本人で、婚姻(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない又は配偶者(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)をしていない人又は配偶者(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の生死が明らかでない人